

建設経済常任委員会

平成25年3月12日（火曜日）

建設経済常任委員会

平成25年3月12日（火曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成25年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 5 号 平成25年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議案第 6 号 平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について
- 議案第 7 号 平成25年度旭市水道事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第12号 平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第13号 平成24年度旭市水道事業会計補正予算の議決について
- 議案第19号 旭市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 議案第20号 旭市が管理する市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定について
- 議案第22号 旭市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第23号 旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について
- 議案第26号 旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第42号 市道路線の認定及び変更について
- 議案第44号 指定管理者の指定について

出席委員（6名）

委員長 平野 忠 作

委員 嶋 田 茂 樹

委員 滑 川 公 英

副委員長 宮 澤 芳 雄

委員 日 下 昭 治

委員 林 七 巳

欠席委員（なし）

委員外出席者（１名）

議 長 林 俊 介

説明のため出席した者（１９名）

副 市 長 増 田 雅 男
農 水 産 課 長 大久保 孝 治
都市整備課長 伊 藤 恒 男
水 道 課 長 新行内 弘
そ の 他 担 当 員 １１名

商工観光課長 堀 江 隆 夫
建 設 課 長 北 村 豪 輔
下 水 道 課 長 加 瀬 喜 久
農 業 委 員 会 長 加 瀬 恭 史
事 務 局 長

事務局職員出席者

事 務 局 長 堀 江 通 洋
主 査 榎 澤 茂

事務局次長 向 後 嘉 弘

開会 午前10時 0分

○委員長（平野忠作） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

その前に、去る2月9日、逝去されました元市議会議員の嶋田哲純議員、嶋田議員は、副議長、建設経済常任委員長、そして市議会議員となりましても建設経済常任委員会で長らく活躍されてきました。心よりご冥福をお祈りしたいと思います。

3月も半ばになりまして、日差しの長さとおぬくもりを感じるきょうこのごろでございますけれども、朝夕の寒暖の差がまだまだあります。委員の皆様方におかれましては、健康管理に十分ご留意をされるようよろしくお願いいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了解をお願いします。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、市民より、傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、林議長に出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（林 俊介） おはようございます。

委員の皆様方には大変ご苦労さまでございます。また、昨日行われました震災2周年追悼式にご参加いただきまして、本当にありがとうございます。

今、委員長からお話がありましたけれども、このところ天候も本当に不安定でございま

す。どうか健康に留意されまして、委員の皆様方にはご活躍をお願い申し上げたいと思います。

本日、付託いたしました議案は15議案であります。その15議案を審査していただくことになっておりますので、どうぞよろしく審議のほどをお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代える次第でございます。平野委員長、よろしくお願いします。

○委員長（平野忠作） ありがとうございます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、増田副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） おはようございます。

初めに、先ほど委員長が申し上げましたが、去る2月9日にご逝去されました嶋田哲純議員に対しまして、謹んでご冥福をお祈りいたします。

また、昨日は東日本大震災の2周年追悼式にご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日、審査をお願いいたします議案は、平成25年度の予算関連議案が4議案、平成24年度の補正予算関連議案が3議案、条例の制定議案が4議案、条例の一部改正議案が2議案、それと市道路線の認定及び変更が1議案、指定管理者の指定が1議案の計15議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては、簡潔に答弁するよう努めてまいります。何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はご苦労さまでございます。

○委員長（平野忠作） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（平野忠作） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る2月28日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成25年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第5号、平成25年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、議案第6号、平成25年度旭市農業集

落排水事業特別会計予算の議決について、議案第7号、平成25年度旭市水道事業会計予算の議決について、議案第9号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、議案第13号、平成24年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、議案第19号、旭市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第20号、旭市が管理する市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定について、議案第22号、旭市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、議案第23号、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について、議案第26号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第42号、市道路線の認定及び変更について、議案第44号、指定管理者の指定についての15議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたら、お願いします。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、議案第1号につきまして、農水産課所管の補足説明を申し上げます。

初めに、予算書の154ページをご覧くださいと思います。

6款1項3目農業振興費、説明欄1番の農業振興事務費の19節負担金補助及び交付金のうち、いきいき旭・産業まつり補助金400万円とふるさとまつり・ひかた補助金300万円につきましては、平成25年度については文化の杜公園会場で合同開催となりました。今後、両実行委員会合同で運営等詳細は検討してまいります。予算としては別々に計上させていただいたものでございます。

続きまして、157ページをお開きいただきたいと思います。

説明欄9、園芸生産強化支援事業の19節負担金補助及び交付金1億2,648万円のうち、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金1億2,273万円は、施設建設、管理機の整備事業20件及び被覆材の張り替え等のリフォーム事業8件の事業費に対して、県が4分の1、市20分の1の補助をするものでございます。

次に、説明欄11、市民農園事業について、次の158ページをお願いいたします。

15節工事請負費75万円でございますが、これにつきましては、鎌数地先の市民農園の福祉

区画ウッドデッキが老朽化により危険なため改修するためのものがございます。

続きまして、159ページをご覧くださいと思います。

説明欄13、農産加工施設維持管理費のうち18節備品購入費160万円でございますが、萬歳地先にあります農産物処理加工センターでみそ加工等に使用する発酵機2台、蒸し器用かまど2台、それぞれ老朽化により使用不能となっておりますので、新たに購入をさせていただくものがございます。

続きまして、160ページをお願いいたします。

説明欄16、地域農業経営再開復興支援事業でございます。

本日、お手元にお配りさせていただきました資料のうち、タイトルが「皆さんの地域の「人と農地の問題」について考えてみませんか」というものがございます。これにつきましては、2月の上旬より、4地域におきまして、人・農地プランの説明会ということで配らせていただいた資料でございます。

これにつきましては、中ほど、2番にございますが、「人・農地プランには、様々なメリットがあります」、この中で、3つございます青年就農給付金、それと農地集積教育力金、スーパーL資金の5年間無利子化、これらを有効活用するために、年度内といいましてももう少しですが、3月中に、一度、市としての計画を策定いたします。その中には、認定農業者、規模拡大を目指す方たちは、取りあえず受け手のみという形ですが、プランを策定いたします。

といいますのも、国の補助事業等が、人・農地プランに位置づけを前提とするものがかなり出ております。農家の方たちの支援をするためにも、こういった事業をうまく活用していただくために、取りあえず策定をするものがございます。

予算ですが、平成24年度で策定したものに對しまして、新年度におきましては、出し手、いわゆる農地の貸し手とお話がまとまりましたならば、それらを補正するための予算といたしまして、52万8,000円を計上させていただきました。

続きまして、161ページ、次のページでございます。

説明欄1番、農地事務費のうち19節負担金補助及び交付金の中の一番上にございますが、大利根用水地区国営施設機能保全事業推進協議会負担金20万円、これは新規でございます。

昨年11月に協議会を立ち上げまして、これは、いわゆる国営の用排水施設のうちのストックマネジメント事業と申しまして、ポンプの改修等々を含めまして、平成26年度採択を目標に、今、協議会を立ち上げて進めているものです。

事業といたしましては、平成26年度から平成35年度までの10年間、事業規模はおおむね30億円というものを予定しております。

ちなみに、補助率は国が3分の2でございます。残りの3分の1につきましては、地元負担、これは、大利根土地改良区、干潟土地改良区、それと構成2市2町の負担ということで予定しております。

続きまして、165ページをお願いいたします。

2項1目林業総務費、説明欄3番、減災林整備事業2,044万4,000円は、減災効果のある海拔6メートルを基準とする減災盛り土による保安林整備について、災害復興基金を活用して、整備を進めるもので、平成25年度は井戸野浜地先に290メートル整備を予定しております。

次に、166ページをお願いいたします。

3項1目水産業総務費、説明欄2番、水産業総務費のうち19節負担金補助及び交付金の一番下にあります水産朝市補助金100万円でございますが、12月14日に開催されました水産まつり実行委員会において、平成25年度からは、水産まつりにかわり、飯岡漁港で水揚げされる魚介類を旬の時期にPRするため、海匠漁協の青年部ですが、魚介類の漁獲状況等で開催時期を見定めまして、水産物に特化して年1回開催しております水産朝市を拡充し、年2回の開催とするということでございます。旭市の水産業をPRしていくことを目標としておりますので、1回100万円の事業費が2回分、2分の1助成でございますので、100万円の予算を計上させていただいたものでございます。

次に、167ページのうち、2目1項、説明欄の1番、地域水産物供給基盤整備事業でございます。

こちらにつきましては、隔年でございますが、漁礁を設置いたしてまいりました。平成14年度からずっと続けてまいったわけですが、漁協との協議の中で、震災後に、ダイバーを入れまして、漁礁の状況を確認しましたところ、何ら問題なく機能はしているということでございますので、5回を予定しておりましたものは4回でストップいたします。そのために、国に対しての申請の必要な部分として、漁場の造成効果調査を実施するためのものでございます。

続きまして、3目漁港管理費、説明欄1番、みなと公園管理費449万5,000円につきましては、従来のみなと公園の管理に加え、公園南側で県漁港事務所が整備してまいりました親水型防波堤が完成し、4月から上部の親水施設を今後、県と締結する管理協定書に基づきまして管理するために必要な照明灯の電気料金、清掃業務委託料、修繕料等として新たに62万

4,000円ほどを経費として見込んだものでございます。

これにつきましても、お手元に配付してございます資料のうち、親水施設管理業務対象施設というものがあろうかと思えます。こちらをご覧くださいと思います。

概要でございますが、ここに記載のとおり、上部コンクリートが延長183.7メートルです。転落防止柵につきましては、腰高1.1メートルを695.3メートルで囲うというものでございます。門扉につきましては、それぞれ3か所ございます。それと、進入防止柵につきましては、4か所予定しております。車等々が入れないようにするためのものでございます。それと、照明設備は7基予定してございます。これにつきましては、時間を制限して、消灯の予定をしてございます。救命設備、これは浮き輪でございますが、7か所ほど設置をしております。それと、これは漁港内部でございますけれども、転落した場合のはしごを3か所設置してございます。看板等々を設置いたしまして、事故防止に努めていく予定でございます。

以上で、議案第1号の補足説明を終わりといたします。ありがとうございました。

○委員長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、商工観光課関係で、全員協議会で説明しました以外の主なものにつきまして、説明をさせていただきます。

最初に、歳入関係で27ページをお目通しいただきたいと思えます。

27ページ、この中に14款2項4目労働費県補助金658万3,000円を計上させていただきました。これにつきましては、緊急雇用創出臨時特例基金事業補助金でございます。本年度につきましては、重点分野であります震災等緊急雇用対策事業としまして、仮設住宅の管理人の設置を予定しております。

なお、この緊急雇用創出関係の事業は、平成21年度から始まりまして、本年24年度まで4年間につきまして、26事業、約2億1,000万円、延べ人数で170人の新規雇用を図ることが実績として出ております。

続きまして、36ページをお目通しいただきたいと思えます。

36ページの中段あたりに19款5項3目雑入で、説明欄24番がございます。これにつきましては、長熊釣堀センター収益繰入金230万円、実は、長熊釣堀センターは4月から指定管理者制度の導入を予定してございます。その際の収益金の見込額を230万円計上させていただきました。

あと、歳出関係につきまして、主なものを説明させていただきます。

飛びまして、172ページをお目通しいただきたいと思えます。

172ページ、説明欄2のところに中小企業金融対策事業ということで計上させていただきました。これにつきましては、市の中小企業資金融資制度に基づきまして、中小企業者が市内の金融機関から融資を受けるに当たりまして、市から市内の6の金融機関に1億円を預託しまして、その10倍、10億円を限度として運用させていただくものでございます。中小企業の資金繰りの悪化から、経営基盤の強化を図れるよう経済対策の一環として実施させていただくものでございます。

さらに、説明欄の3のところに制度資金利子補給事業を計上させていただきました。これにつきましては、制度資金に係ります利子補給で、上限を3.5%として計上させていただいております。

さらに、174ページをお願いいたします。

3目観光費6,352万6,000円でございます。前年から比べますと、1億978万2,000円の減額となっております。これにつきましては、昨年度、長熊釣堀センターの管理費で1,714万2,000円、国民宿舎施設解体事業で9,800万1,000円、これらを計上させていただいたために大きく来年度減額させていただくものでございます。

最後に、177ページをお願いいたします。

説明欄4のところに観光施設整備事業567万円を計上させていただきました。これにつきましては、旧食彩の宿いいおか荘の施設の修繕等に係ります実施設計委託料を計上させていただきました。調査・設計委託料で567万円を計上、なお、本年度の業務で食彩の宿いいおか荘現況構造検証調査を現在実施しております。委託先の建築士のほうからは、中間報告としまして、本館、新館の各棟あるいは施設器具、配管、配線等につきまして、改修等は必要であるものの、使用可能というような中間報告いただいていることをご報告させていただきます。

以上で、商工観光課関係の補足説明を終わります。

○委員長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、議案第1号、建設課所管の補足説明を申し上げます。

180ページから土木費になります。

183ページをご覧くださいと思います。

道路橋梁総務費の説明欄1、道路橋梁事務費13節委託料です。これは平成24年度の事業分の道路台帳の補正業務を計上してございます。

続きまして、184ページをお願いいたします。

説明欄 2、道路維持補修事業です。13節の委託料は、道路の緊急補修用として年間契約をあらかじめ締結して補修するもので、ほかに、15節道路舗装改修工事と説明欄 3、交通安全施設維持補修工事を計上してございます。

次に、185ページをお願いいたします。

説明欄 2、道路新設改良事業です。15節に本年度予定しております工事の請負費がござい
ます。道路舗装改修工事と併せて毎年100本ぐらいの工事を行っております。

次に、186ページ、説明欄 3、蛇園南地区流末排水整備事業です。工事は、前年度の継続
で、市道 1-050号線、通称親不孝通りを社会資本整備総合交付金事業で約470メートル、市
単独分で国道126号歩道部分に約229メートル、県道飯岡片貝線に約280メートルの工事を計
画しております。総計では約979メートルになります。

続きまして、説明欄 4、旭中央病院アクセス道整備事業です。南北線の国道126号旭警察
署東側から東総広域農道までの調査、測量、設計を行います。

続きまして、説明欄 5、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業です。用地買収、物件補償を
継続して行います。工事箇所は、U-013号線の海上野球場駐車場からテニスコートまでの
区間約240メートルと、還来寺から大坂までの約500メートルの区間、市道U-0107号線の大
坂から約80メートルの区間の舗装工事を今年度計画しております。

次に、187ページ、説明欄 6、南堀之内バイパス整備事業です。県道多古笹本線から県道
大栄栗源干潟線を結ぶ道路でございます。用地買収、物件補償を継続して行いながら、工事
箇所は県営住宅北側台地から県道大栄栗源干潟線までの約500メートルの下層路盤までの工
事を計画しております。

続きまして、説明欄 7、津波避難道路整備事業です。東日本大震災の被害を受けた地域の
復興を目的として、津波避難道路を建設いたします。現在、3路線の整備予定ですが、先行
して、飯岡地区、矢指地区の2路線の測量、調査、設計業務委託を復興交付金で整備する予
定でございます。残る1路線の富浦地区につきましては、先行した2路線の進捗状況により
まして、社会資本整備総合交付金等で整備を考えております。

次に、188ページ、説明欄 1、橋梁維持補修事業です。本年度は、駒込橋上部工の全面塗
装塗り替え工事と床版防水工事、井戸野紫陽花橋の橋梁の補修工事、鎌数谷丁場橋の上部全
面塗装塗り替え工事、市役所東側天神橋の上部工と橋台の補修工事、西足洗無名橋の5橋の
補修工事を橋梁長寿命化修繕計画に基づいて、計画的に修繕を行っていきます。

最後になりますが、飛びまして277ページをお願いいたします。

災害復旧費説明欄 1、道路橋梁災害復旧費19節負担金補助金及び交付金です。これは、東日本大震災により被災した私道復旧事業の補助金です。平成26年 3 月31日までに申請を済ませていただきまして、工事を完成させる必要がございます。

以上で、議案第 1 号、建設課所管の予算補足説明を終わります。

○委員長（平野忠作） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 議案第 1 号につきまして、都市整備課所管の補足説明を申し上げます。

歳出の主なものを申し上げます。予算書の190ページをお願いします。

8 款 3 項 2 目、説明欄 1 の街路維持管理費の一番下段になりますが、15節の工事請負費 630万円は、J R 千歳駅前駐輪対策として、西側にある公園の一部を駐輪場として、整備を予定するものでございます。

続きまして、次の191ページの説明欄 2、街路整備事業、谷丁場遊正線は、3,509万8,000円を計上したもので、主な内容は市役所通りとの交差点部の改良並びに附帯工事として南側への取り付け道路の整備を行うものでありまして、平成25年中の完成を予定しているものでございます。

なお、この事業は合併特例債を充当するものでございます。

次に、説明欄 3、旭駅前広場等整備事業、19節の負担金補助及び交付金1,075万5,000円は旭駅前線整備事業における千葉県への負担金でございます。負担率は基本協定に基づきまして13.5%、なお、物件移転の関係で工事が遅れておりましたけれども、7月末までには歩車道の形態は完了する見込みでございます。

次に、192ページです。公園費でございます。

説明欄 1 は、公園維持管理費に7,776万7,000円を予定いたしました。主なものは、13節の委託料4,198万4,000円でありまして、私どもで管理しております17か所の公園並びに海岸トイレ 3 か所の維持管理費でございます。

次に、説明欄 2 のあさひ健康パーク維持管理費は、2,513万円を予定したものでありまして、震災復旧後、市の直営に伴う経費であり、主なものは施設の維持管理費と臨時職員 6 名の賃金等でございます。

少し飛びまして、197ページをお願いいたします。

8 款 4 項 1 目住宅管理費、説明欄 6 の住宅建築物耐震化促進事業は、住宅耐震改修補助金に400万円、住宅耐震診断補助金に40万円を予定したものでありまして、それぞれ10件を見

込んだものでございます。

次の198ページをお願いします。

説明欄9の仮設住宅管理費451万2,000円は、仮設住宅の貸与期間の延長に伴う経費として予定したものでございます。

次のページで、説明欄10、緊急雇用創出仮設住宅管理人設置事業658万3,000円は、昨年に引き続きまして県の緊急雇用創出事業を活用いたしまして、管理人3名を雇用するための経費でございます。

なお、仮設住宅の入居者の減に伴いまして、管理人につきましては、昨年より1名減といたしてございます。

同じページの2目住宅建設支援費の説明欄2の被災者住宅再建資金利子補給事業1,900万円は、被災者が住宅の再建資金のために金融機関から借り入れた場合、その利子を補助するものでございまして、借入見込みの件数を220件と想定したものでございます。

最後になります。211ページをお願いいたします。

一番下になりますが、9款1項3目、災害対策費の説明欄4、市街地液状化対策事業6,800万円は、復興交付金事業として昨年の第2回定例会の補正におきまして債務負担行為をお願いしたもので、平成24年度からの2か年継続事業で液状化対策の調査を行っているものでございます。

都市整備課からは、以上でございます。

○委員長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 申し訳ありません。先ほどの説明で一部間違いがありました。172ページをお願いいたします。

先ほど172ページで、説明欄3、商工振興費の中の制度資金利子補給事業の上限を「3.5%」と説明したということです。すみません、上限を「2.5%」で修正させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） これは、労働費も入るのですよね。

労働費だから、148ですか、職業相談室運営支援事業というのがありますよね。それは、

この字のごとくだと思いますけれども、その辺、相談室ということですので、例えば賃金を払って行うわけですが、相談に当たる人はどのような方が当たっているのか、相談がどのくらいあるのか、参考をお願いできればと思います。

それと、農水産課長、いきいき旭・産業まつりと干潟地区のふるさとまつり・ひかたが合同開催の予定だと今お話を聞きました。本会議でも聞いたわけですが、その中で、予算は別々に計上されているということで、700万円ほどありますよね。合同開催ということになると、多分700万円は必要でなくなるのではないかと思いますけれども、その辺は今後の検討を加えて実行委員会で協議されていくものだと思いますけれども、そういうことでの理解でよろしいでしょうか。

その辺をお願いします。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、委員ご質問の職業相談室でございます。これにつきましては、ご承知のように商工観光課の隣でございます。

ここの相談を受ける職員でございますけれども、銚子公共職業安定所、いわゆる国の機関のハローワークから5名出向していただきまして、そこで相談を受けているのが現状でございます。週月曜日から金曜日まで、毎日、受け付けをしてございます。ちなみに、相談件数は、手元の資料では年間1万1,404件という数字が出ております。

賃金の関係でございます。これにつきましては、実は受け付けの職業を市のほうから1名派遣しております。当初、この職業相談室を設置する時に、国と市で併せて、旭市で職業相談をやろう、国も協力するということで、国から職員を出す。それと、市のほうから、1名、受け付けの職員を出してほしいということで、1名、市のほうで負担をさせていただいているということでございます。

○委員長（平野忠作） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 委員おっしゃいますように、700万円、両方ございますけれども、これは、旭の産業まつり、今年度、実施しましたものの反省点も踏まえまして、両方据え置きというような形で計上させていただいております。

無論、今後、両実行委員会の内容を検討していく中で、それぞれ700万円の中でおさめていただくような形では考えておりますが、一番反省点でも大きかったものは音響でございます。放送設備が、届かなかった部分がかなりあったということでしたので、昨年、早速、ま

つりの後の対応としまして、音響関係に聞きましたらば、何百万円単位で追加というようなお話がございましたので、財政との協議の中では、とりあえず合同開催とは言いながらも、予算は据え置いていただいたものでございます。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 今のところですけれども、いきいきまつりは、今までだと3か所あって、そのほかに飯岡の港まつりもあったのですが、これを計上していないということは、朝市2回で100万円で、ここも、旭市が、400万円、あと300万円、300万円だったのですけれども、これも400万円と300万円ということであれば、将来的には全て統一したまつりにするという前提でこのような予算をつくっているのですか。それが1つです。

あと、堀之内バイパスと中央病院の北進のバイパス、この工程はもう何年ぐらいすれば完成するのかをお聞きしたいと思います、その2点につきまして。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 確かに、昨年の反省会の中で、近い将来というお話で統一したいというご発言を市長のほうからさせていただきました。

ただ、平成25年度の予算につきましては、将来を統一するといったもので編成してございません。従来どおりの3つのまつりをそれぞれ開催するという内容でございます。

ただし、委員おっしゃいますように、旭市につきましては、昨年より四十数万円ほど減額となっております。これにつきましては、実績を重視ということで400万円とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、何年かということですが、中央病院は、前にもお答えしたように、あと2.3キロ残っていますので、前と同じような回答になってしまうのですけれども、合併特例債のきく七、八年の期間には完成させたいと思います。

あと、南堀之内は、どうしても強固な方が1名おりまして、この方次第なのですけれども、その方が起点と中間と終点の一番いいところに持っていますので、その方次第なので、その方がどうするか。地元の方でもあまり親しい方もおられませんし、また誰かいい方がおられれば、お力になっていただければと思うのですが、その方にいい方が今のところ誰も見当た

らない状況で、行けばお話し合いはしてくれるのですけれども、また当初の干潟町のときの反対した状況にまた戻っている状況で、ちょっと困っているのです。

ここで何年ということは言えませんが、なるべく早く鋭意努力したいと思っておりますけれども、堀之内はそうです。

中央病院は、あと七、八年、取りあえずルート変更も考えたのですけれども、平成24年度は、せっかくやってあるルートを生かして、例えばルートを変えても必ず反対者はいると思いますので、当初のルートに戻りまして、用地買収、調査を始める。

仮に、どうしてもその方がだめであれば、暫定的に改正することも可能ですので、平成25年度から用地買収に入って、あと七、八年ぐらいで開通していくような形で頑張っていきたいと思っております。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 産業まつりのほうは、今年は日程がとれなかったということで、旭市と干潟が一緒にやるけれども、今、課長の答弁だと、来年はまた3つということで考えてよろしいのですか。

水産まつりや朝市ということでこれからもどんどんやっていく。水産まつりは、今までみたいに行かないということでしょうか。

道路につきましては、正直な話、あそこまで、例えば中央病院のバイパスにしましても、堀之内線にしてもすごく求めている人が多いのです。ですから、そこを最大限、優先順位をナンバーワンにしてやっていただきたいと思ひまして、今、発言している状態なのです。

特に、工業団地も含めて、干潟地区で設計図まで決まったのが、買収ができないからどんどん進んでいけないというような話ですけれども、その辺は、地元の議員とかも動員してもらひまして、誠心誠意、ぜひ進めていただきたいと思うのです。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 産業まつりにつきましては、11月4日、干潟を予定してございましたのですが、一般質問でもお答え申し上げましたが、ちょうど文化祭と重なりまして、前日の準備をする場所がないということと、あと会場でございます干潟中学校の日程、都合がつくのもそこまででしたので、取りあえず4日開催を断念して、17日、平成25年度に限っては旭市と合同での開催ということでございました。

なお、平成26年度につきましては、平成25年度の反省会を持って、また再度検討するとい

うご回答をさせていただいております。

それと、水産朝市につきましては、まつりは、一応中止といたしますか、取りやめになります。

それで、漁協の青年部主催での水産朝市は、とりあえず平成25年度は年2回を予定したものでございます。

なお、漁協の意向といたしましては、2回開催したものを受けまして、好評であれば、また海の状況を考えながら、回数を増やす意思もございます。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） この事業は主要事業になっております。主要事業になっていないからほかの事業はやらないということではございませんけれども、特出しの主要事業になっておりますので、これからも頑張つてやりたいと思います。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 先ほど飛んで分からなかったのですが、建設課長にお聞きしたいのですが、蛇園南地区の排水整備事業は平成25年度でこれだけの事業をかなりやりますよね。そうしますと、あと飯岡西部土地改良区域内は多分その中でやるようなお話を以前されたわけでございますけれども、平成25年度の事業が順調に進むことになると、その部分を残してほぼ区域に入る予定になりますか。それ以外にまだ残っている部分があれば、またお願いしたいと思います。

それと、連絡道の関係でございますけれども、今、工事箇所の上部部分は舗装工事がメインで、あと土地の取得であるという話でございますけれども、この後また補正のほうで土地の公有財産の購入費8,000万円減額しますよね。平成24年度分の減額補正です。全体で1億1,200万円するのですけれども、8,000万円を平成24年度で減額して、平成25年度は3,200万円ですよね。そうしますと、平成24年度予定していた部分とではかなり減る部分が多いと思うのです。というのは、それだけ取得が難しいということの判断なのかなと思います。あるいはまた、ここの中で補償の補填及び賠償金は減額から比較するとかなり多くなります。その辺をもう少し具体的に、説明をお願いできればと思います。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 蛇園南地区の排水の関係ですけれども、これは、あくまでも補助金

がついた場合、この予定どおりにいきますので、委員が言われたように、残り分は三川西部の部分が主になると思います。

ただ、補助金も、あくまでも要望ですので、つかなかった場合は、補助事業分は470万円計上してございますけれども、延長が短くなるので、恐らく全額つくことは不可能だと思いますけれども、一応、要望はこれを出してありますので、つけばこれだけの工事は施工できますけれども、恐らく残ると思うのです。残っても、あと何年かのうちにはこの分は終わりますので、委員が言われたように、主に残る部分は三川西部に中の土地だと思います。

あと、連絡道の関係ですけれども、用地費が減ったということで、用地費は、予算は年度中に申請いたしますので、ダブるというか、例えばAさんと今交渉していますけれども、買えなかった場合、Aさんの部分は残して、Aさんの分も買えなかった場合の保障というか、余分という形で計上してあるのです。例えば、Aさんに用地買収する場合、ずっと交渉していつ、買えればいいのですけれども、買えなかった場合のことを考えて、次年度分に、ダブル計上というか、二重に計上してある関係で、増えている、減っているということがあると思うのです。

今年度に関しては、12月末に厳しい方が買えましたので、そういった形で残で残っている可能性もあると思うのです。

ですから、前年と次年度で同じ人で買えなかった場合はダブル計上するような形になってしまうのです。もし買えなかった場合には、来年度に予算を持っていないと、「いいよ」と言った場合に買えませんので、今回は、たまたまその方が年度内に「いいよ」と言ったが、それは予算の申請が終わった段階で決まりましたので、登記等の関係がありましたから、その関係でダブっている経緯があると思います。

補償の関係は、来年度分は多いという形ですけれども、来年度分は、あと残っているのは数件ですので、その分で増やしてあると思います。

ですから、予算に関しては、同じ人を二重計上というか、買えなかった場合のことを考えて計上してあるので、前年分が多くて、今年度分が少ないということは、次年度分に関しては、数が少なくなっておりますので、予算計上分は少なくなっていると思います。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） ちょっと分からないのですけれども、補償のほうは分かります。新しいところで補償しなければならないところが入ってきたということだと思うのです。農地よりも物件が、いろいろあるものが入ってくれば、当然そういうことがあると思うのです。

しかし、土地の場合においては、平成24年度で8,000万円減額補正しますよね。これは通ると思いますけれども、8,000万円減額してダブるということであれば増えるのが普通だと思うのです。しかし、ここで3,200万円になるということは、8,000万円を平成24年度で取得するために持っていたものができなくて減額して、平成25年度で3,200万円ということになると、もっと少なくなると思うのです。ダブるのではなくて、少なくなる。それで、今お聞きしているのです。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 土地の登記が3月中に完了しなければ買収済みになりませんので、それで平成24年度分で買えた場合には、3月末までに登記が終了しなければなりませんので、買えましたので、その分が減っているということです。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） それだけ買えたから平成25年度は少なくなるよということですか。そうしますと、平成24年度で繰越明許費に多分しますよね。ありますよね。これは繰越明許費にするのでしょうか、平成24年度予算。

（発言する人あり）

○委員（日下昭治） 入っていないですよ。そうしますと、平成24年度で買うべきものが8,000万円くらいの土地の取得する予算を組んだわけでしょう。ということは、平成24年度にそれだけ取得するという前提でやったわけですがけれども、取得できなかったということで、8,000万円は減額するのではないですか。

これは補正のほうになってしまいますけれども、8,000万円を減額補正しますよね。補正の9号になってしまいますけれども、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業1億1,200万円を減額する予定ですよ。説明欄の17ですよけれども、そのうちの公有財産購入費8,000万円を減額するわけですよ。繰越明許費があれば、まだこれから買えるということですよけれども、繰越明許費がないということは、予定していた8,000万円分できなかったものが、今度は減ってしまうわけです。そういう説明で多くなるのが普通だと私は思ったのです。しかし、ここで3,200万円減ってしまうということでは、この予算の立て方は何だったのかということになるのです。補正ではなくて、平成24年度の予算編成としては。

8,000万円をここで減額しても、当然、新年度でそれ以上に組まれるのだったら分かるのですけれども、3,200万円しか組んでいないわけです。平成25年度で終わらないから、平成

26年度にもっと取得するかも分かりませんが、その辺が分からないので今お聞きしているのです。

○委員長（平野忠作） 副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの件でございますが、これは口で言っても説明がつかないから、休憩させてください。それで、図でもって説明したほうが分かりやすいでしょう。お願いします。

○委員長（平野忠作） それでは、11時10分まで休憩といたします。よろしくお願いします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時 9分

○委員長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 先ほどの関係ですけれども、平成23年度から平成24年度に繰り越し予算で平成24年度分を減額いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（加瀬喜久） 本議会と全員協議会でご説明した以外、特に補足して申し上げることはございませんので、よろしくお願いします。

○委員長（平野忠作） 質疑がありましたらお願いします。

質疑ございませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 408ページの繰入金なのですが、前から比べると繰入金が多少少なくなっていますが、その主な原因について教えていただきたいと思います。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（加瀬喜久） 歳出 7 億 3,300 万円に対して、歳入が 3 億 7,156 万円ということで、3 億 6,144 万円のマイナスになっているのですが、これは、工事費が年々減った関係と、あと繰越金の関係、これが、5,000 万円、当初見込みましたので、繰入金のほうは減っております。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 予算でないのですけれども、下水道事業は、市長は、今期、見直しするという公約を上げたのです。しかし、我々の見直しというのは、一時凍結するのかなと思ったのですけれども、期間の延長を見直しでやったと思います。当初だともう既に終わってしまったことですね。見直しして、単年度でやる面積部分を少なくして何年か延ばしたと思うのですけれども、二百何ヘクタール分をこのまま順調に進んでいった場合に、何年でこの事業は終了することになるのですか。全区域の二百何ヘクタールの事業区域です。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（加瀬喜久） 当初、平成 23 年で終わる予定だったのですけれども、202 ヘクタールの認可区域については平成 27 年度までに、ですから平成 25 年度に 5 ヘクタールやりました後、14.2 ヘクタールを整備する予定でいます。

（発言する人あり）

○下水道課長（加瀬喜久） そうです。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第 5 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 6 号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 本会議で補足説明をさせていただいたほかにございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） 質疑がありましたらお願いします。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 本会議の時に繰越金が入っていないよという話をさせてもらいました。確かに、ずっと引っ張り出してみたときに、かなりの会計の中で、繰越金を入れないで、決

算のみに調定額で入ってきているのがあるのです。

予算は、我々素人では難しいので分からなかったのですが、平成23年は繰越金が672万円ですか。平成22年度は六百五十何万円ありましたけれども、当初予算で組んであったのは300万円くらいでした。だから、三百何万を繰り越しして、決算で初めて調定額として出た。通常だと、調定をしたら、もう既に入るものと我々は思っていたのです。そうではなくて、決算でもって出てくる。

そうしますと、会計年度の原則になりますと、そういう形であると本来おかしいと思うのです。できるのだったら、そういうことを本来なら直すべきではないかと思うのですが、それを全く宙ぶらりんで決算まで持っていってしまうわけですので、想定したらもう既にその時点で入ってくるものと思ったのですけれども、この会計だけは見るとそうでない。

今度いろいろ調べたので分かりました。何年もそういう形でやってきた。たまたま気がついたのが、昨年度の決算から繰越金だったもので、農水産課長にかなり強いことを言いましたが、そういう感じで違う発言もしてしまったのかと思います。

恐らく会計年度の原則ということになりますと、本来ならば入れるべきものでないかと思って、私は入っているものだとして理解していた。それが、たまたま去年の中で気がついたもので、そういうことだったわけです。決算では出てくるということで理解しておきたいと思います。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いします。

水道課長。

○水道課長（新行内弘） 全員協議会と本会議でご説明した以外、特に補足することはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） 質疑がありましたらお願いします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いします。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） それでは、議案第9号につきまして農水産課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の17ページをご覧くださいと思います。

6款1項3目農業振興費、説明欄1の園芸生産強化支援事業7,444万6,000円の減でございます。園芸生産利用拡大支援事業の実施希望者が無く750万円の減、「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業について平成24年度に22件の事業を予定しておりましたが、飯岡西部の基盤整備事業の遅れ等によりまして、14件の事業取り下げがございました。

なお、新たな事業希望者13件を加えて、合計21件の事業を実施いたしました。それぞれの事業費の関係で6,694万6,000円の減額となったものでございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

説明欄2番、農業流通基盤強化支援事業3,750万円の減であります。昨年12月に完成いたしましたJAちばみどりの農産物集出荷施設フレッシュグリーンの選果施設改修事業費の確定に伴うものでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

6款3項1目水産業総務費、説明欄1の漁港改修費610万円ではありますが、漁港施設として位置づけのある飯岡みなと公園におきまして、東日本大震災で被害がありました照明灯、展望シェルター、遊具等の施設を復旧する県事業費1,220万円に対して、2分の1の負担を補正でお願いするものでございます。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、議案第9号の建設課所管の補足説明を行います。

補正予算19ページをお願いします。

8款2項2目道路維持費、説明欄1、道路維持補修事業6,200万円の増につきましては、社会資本整備総合交付金事業の舗装修繕事業の新規制度事業によりまして工事を行うものがあります。

前に戻りまして、5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の8款2項につきまして説明いたします。

道路維持補修事業につきましては、社会資本整備総合交付金事業の新規制度補助事業によりまして補正予算成立後の事業実施となるため、年度内の発注ができないために繰り越しを

お願いするものです。

以上で、議案第9号、建設課所管の補足説明を終わります。

○委員長（平野忠作） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） では、議案第9号について都市整備課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書20ページをお願いいたします。

8款3項4目説明欄1、公園維持管理費2,650万2,000円の追加は、本会議の議案質疑でもお答えしてございますが、文化の杜公園内の仁玉川にかかる歩道橋の設置工事であります。この件につきましては、今般の国の補正予算を受けまして、有利な財源を活用することとし、前倒しで補正予算に計上したものでございます。

改めて、歩道橋の概要を申し上げますが、災害時を含め、市民の利便性に配慮するとともに、高齢者をはじめ車椅子やベビーカーなどがゆったり交差できるよう幅員3メートルのバリアフリー構造とし、市民の安全対策を最優先した構造としたいものでございます。

戻りまして、5ページをお願いいたします。繰越明許費の補正でございます。

まず、上段の追加分3行目、8款3項都市計画費の公園維持管理費2,650万2,000円は、ただいまご説明いたしました文化の杜公園内の歩道橋に関する予算で、その全額を繰り越すものでございます。

次に、下段の変更の2行目、8款3項都市計画費の街路整備事業谷丁場遊正線の変更でございます。この変更は、用地費・補償費の完了による予算の確定並びに本事業における最終の工事の見込額を算定いたしまして、減額の補正をいたすものでございます。よろしく願いいたします。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いします。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 本会議でも言ったのですが、20ページの文化の杜公園から駐車場までの橋ですけれども、この前の話では平成25年11月完成という話でした。11月といっても分からないのです。少なくともここで産業まつりをやるわけですから、その時には相当なクレーンがあったので、私も課長にお願いしたところがあるので、その前までに完成ということとで確約できないですか。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 本会議でも申し上げますが、11月ごろをめどにというお話し申し上げました。私のほうでも早速本議会に補正予算を提案してございまして、きょうが常任委員会でございます。最終日の議決をいただきました後、直ちに構造計算の設計を発注したいというのと併せて、仁玉川の管理者である大利根土地改良区とも早急に協議に入りたい。

確約というのは、私がどこまでできるか分かりませんが、基本的には10月末に完成ということで私のほうでは予定をしていきたいと思っております。頑張ってます。よろしくお願いします。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 今、本会議でのお話を聞き逃したと思いますけれども、これは11月完成予定ですか。

（発言する人あり）

○委員（日下昭治） 「まで」……、これは平成24年度に補正を組むんですね。またがって会計を使うということは、繰越明許費か何かしなければ、おかしくならないですか。出ていますか、これは。

（発言する人あり）

○委員（日下昭治） 住宅整備の中に入っているのがそうですか。

（発言する人あり）

○委員（日下昭治） ごめんなさい、下ばかり見てしまった。

○委員長（平野忠作） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第12号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 特に補足して説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） 質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平野忠作) 特にないようですので、議案第12号の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
水道課長。

○水道課長(新行内弘) 特に補足することはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長(平野忠作) 質疑がありましたらお願いいたします。

滑川公英委員。

○委員(滑川公英) 質疑ではないのですが、水道本管についてだいぶ古くなっているところがあるのです。その辺のことはちゃんと調査していただいているのでしょうか。

○委員長(平野忠作) 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長(新行内弘) 全ての本管は、調査ということはしておりませんが、今後、震災の関係において、耐震管を使用していきたいと考えております。

しかしながら、道路舗装の関係、建設課絡みなんですけれども、その辺を考えながら、道路舗装をやる時に一緒にやるというような形で経費削減のために行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長(平野忠作) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平野忠作) 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
建設課長。

○建設課長(北村豪輔) それでは、議案第19号について補足説明いたします。

市町村が管理する道路を新設または改築する場合は、道路構造令によって実施しておりますが、地域主権一括法の施行によりまして道路法が改正され、市町村が管理する道路を新設または改築する場合の技術的基準は市町村で定めることとされたため、所要の基準を定めるものであります。

なお、この条例に当たっては、道路構造令を参酌して定めることとされていることから、参酌すべき道路構造令の基準のうち市町村道に該当する基準だけを定めるものでありまして、

高速道路、国道等は該当しないので除いてございます。

以上で、議案第19号の補足説明は終わります。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第19号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いします。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、議案第20号について補足説明を申し上げます。

市町村が管理する道路は、道路に案内標識等を設置する場合は道路標識令で定められておりましたが、地域主権一括法の施行により道路法が改正され、市町村が管理する道路の案内標識の寸法は市町村で定めることとされたため、所要の基準を定めるものであります。

なお、この条例に当たっては、道路標識令を参酌して定めることとされていることから、参酌すべき道路標識令の基準のうち市町村道に該当するものだけを定めるものでございまして、市で管理する案内標識、警戒標識、補助標識などの寸法を規制するものでございます。

以上で、議案第20号の補足説明を終わります。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第20号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

続いて、議案第22号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、議案第22号について補足説明を申し上げます。

本案は、これまで全国一律に都市公園等のバリアフリー化に関する構造基準等は法令に定められておりましたが、今般の国の第2次一括法におきまして、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法が改正されまして、これらの構造基準等が法律から地方公共団体の条例に委任されたことに伴いまして、新たに条例を制定するものでございます。

それでは、条文に沿ってその概要を申し上げます。

第1条は趣旨、第2条は定義でございます。

第3条は、都市公園等において、園路、広場等を設ける場合の基準でありまして、第1号の出入り口、第2号の通路、第3号の階段など、これらの特定公園施設の基準を定めるものでございます。

第4条は屋根付き広場の基準、第5条は休憩場等、第6条は野外劇場等、第7条は駐車場、第8条から第10条までは便所の設置基準、第11条は、水飲み場、手洗い場、第12条は掲示板や標識の設置基準でありまして、それぞれ法令を基準に制定するものでございます。

附則の1は条例の施行日で、附則の2は経過措置でございます。

議案第22号の補足は以上でございます。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第22号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第22号の質疑を終わります。

続いて、議案第23号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いします。

水道課長。

○水道課長（新行内弘） それでは、議案第23号の補足説明を申し上げます。

本条例の内容といたしましては、第1条は本条例の趣旨について、第2条は用語の定義について、第3条は布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事の基準について、第4条は布設工事監督者が有すべき資格の基準について、第5条は水道技術管理者が有すべき資格の基準についてであります。従前の政令で定められていた基準を参酌したものでございます。

資格要件による年数に関しては、国の基準を参考にして一切変わっておりません。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第23号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第23号の質疑を終わります。

続いて、議案第26号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いします。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、議案第26号について補足説明を申し上げます。

本会議の補足でも申し上げましたが、従来、都市公園の設置基準につきましては、都市公園法施行令に定められておりましたが、今回の第2次一括法の施行によりまして、都市公園法が一部改正されまして、公園の設置基準を地方公共団体が独自に定めることとなったため、条例を改正するものでございます。

第3条は、都市公園の設置でありまして、都市公園の分布の均衡を図るとともに、地域性や特質に応じて、その配置や規模の標準を定めるものであります。

第1号は街区公園、第2号は近隣公園、第3号は地区公園でありまして、その規模はそれぞれ記載のとおりでございます。第4号は、総合公園で、それぞれの利用目的に応じて敷地面積を定めるものであり、第5号は公害や災害を防止することが目的とする緩衝地帯としての都市公園等の規定でございます。

次に、第4条であります。公園施設の設置基準でありまして、都市公園内に建築できる建築物の敷地面積に対する割合を定めるものであります。

第1項では、原則その割合が100分の2を超えてはいけないこと、第2項は例外規定でありまして、第1号から第4号までは、法律第6条第1項各号に掲げる建築物に限って、それぞれ上乗せを可能とするものであります。その主なものは、第1号で、運動や教養の施設、備蓄倉庫など、第2号は重要文化財、第3号は屋根付き広場などの場合でありまして、その割合は100分の10から100分の20となります。第4号は仮設建築物でありまして、一例としては仮設住宅がこれに当たることになります。

議案第26号の補足は以上でございます。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第26号について、質疑がありましたらお願いします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第26号の質疑を終わります。

続いて、議案第27号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いします。

下水道課長。

○下水道課長（加瀬喜久） 議案第27号は、本会議でご説明した以外、特に補足して申し上げ

ることはございません。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第27号の質疑を終わります。

続いて、議案第42号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、議案第42号の補足説明を申し上げます。

道路整備事業に伴いまして、8路線を認定し、4路線を廃止するものであります。

認定する8路線のうち3路線は平成24年3月の市道再編一括認定を補正するもので、5路線は谷丁場遊正線及び旭中央病院アクセス道南北線の整備に伴うものでございます。

谷丁場遊正線につきましては、橋梁周りの側道として、新たな認定が2路線、既存路線の組み替えにより認定し直すものが1路線、終点部の交差点を改良するための1路線の計4路線で認定するものであります。旭中央病院アクセス道南北線については、既存路線の組み替えにより1路線を認定するものであります。また、変更する4路線は、谷丁場遊正線及び旭中央病院アクセス道南北線の整備に伴いまして、既存路線の組み替えをする2路線と、道路改良工事によって認定区間を延伸する2路線の計4路線でございます。

以上で、議案第42号の補足説明を終わります。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第42号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第42号の質疑を終わります。

続いて、議案第44号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いします。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議案第44号、指定管理者の指定につきまして補足説明をさせていただきます。

この件につきましては、本会議でご説明申し上げましたとおり、旭市の公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例第2条の規定によりまして、平成24年、昨年12月3日から

本年1月10日まで一般公募を行いました。

その結果、4社から申請がありまして、旭市指定管理者候補者選定委員会設置要綱によりまして、指定管理者候補者選定委員会を設置いたしました。選定委員会では、事前に提出いただきました応募申請書等での書類審査と併せまして、応募者からの20分間のプレゼンテーション、さらには審査員からの質疑等を行い、点数制により審査を行いました。

審査の結果、合計点数の最も高い点数を得ました会社、株式会社ハウスビルシステムが管理業務に適当な候補者として選定されたことによりまして、旭市長熊釣堀センターの指定管理者として指定したく議会の議決を求めるものでございます。

ちなみに、審査点数は、100点満点中、候補者、株式会社ハウスビルシステムの審査点数の平均点は74点でございました。

以上で、議案第44号の補足説明を終わります。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第44号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） A、B、Cの業者につきまして、ネットで情報を見たのですが、釣り堀を管理している業者には見えないのですが、詳しい内容を教えていただけませんか。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） ネットのほうでは、釣堀センターを管理しているのが見られないということで、実は釣堀センターそのものを管理しているところが少ない。例えば民間ですと、自分のところで池をつくって、そこでというのが多いと思いますけれども、こういう公の施設というのは少ないのが第1点で、最初に申し上げます。

今回、指定管理者として指定したいというハウスビルシステムにつきましては、本会議でもご連絡しましたように、ため池の釣り堀の管理は行ってはおりませんけれども、大阪市あるいは千葉県でも市原で海釣りの釣り堀の実績があるという会社でございます。特に海釣りにつきましては、国内でも相当の管理をやっているということでいろいろ聞いております。直接、市原の市役所にも確認しまして、良好に管理をしていると聞いております。

あと、市外の業者が2社ほどございます。1つは、東京都の会社ですけれども、ここは、釣りの管理はしてはおりませんけれども、学習センターあるいは図書館の管理をしているとい

うことで、今回、新たに釣堀センターの管理をしたいということで、申し込みをいただいています。さらに、もう1つは埼玉県の業者でございます。ここにつきましては、やはり釣り堀の実績はございませんけれども、いろいろなコンピュータ関係の入力業務をしているということで業務の経歴が書いてあります。国税局等の税関係の入力等も受けてやっている。現在こういうような会社でありますけれども、新たに指定管理者として参入したいということで申請をいただいております。

旭市から1件申請いただいているところにつきましては、現在まで管理運営している施設はないということでございます。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） ということは、強いてなったのは74点のビルシステムという海釣りを管理している会社で、あとのA、Bについてはあまり関係ない。調べたところによりますと、IT業者と自動車の販売とか修理をやっているところに見受けられます。この前、議会の中では、地元の内容を本当に知っているのか、内容を知らなくても、経験しているところが1社あればいいということで、点数がだいぶ上がったのでしょうか。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 当日の審査委員会につきましては、実は、基本事項あるいは「管理運営はどうですか」あるいは管理体制、収支計画、その他という20項目によりまして、それぞれ各委員さん方5点満点で評価していただきました。20項目ですので、5点、100点満点ということで点数による評価をさせていただいた。

その中で、特に書類の審査あるいは当日のプレゼンの中あるいは委員さん方の質疑の中でも、雇用関係で地域と連携、特に当日、雪でありましたので、こういういろいろな気象災害、いろいろな時に地元に近いといけないということで、「その対応等はいかがですか」といういろいろな質疑の中で、点数で評価をしていただいたところでご説明させていただきます。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 指定管理者に指名された場合、行政のほうで、例えば地元の雇用とかいう条件はつくれるのでしょうか。それと、市の観光施設なので、市のPRについても、ただ

管理してくださいよというだけではなくて、その辺はちゃんとカバーしていただけるような条件ないしは契約内容でやっていただけるのか、お答え願いたいと思います。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 地元の対応ということで、委員のいろいろな質疑の中あるいは書類の中でも、雇用関係につきまして記載あるいは説明をいただきました。

そういうようなことで、今回、指定をさせていただきたいというところにつきまして、当日の雇用の確保に関する考え方は、書類あるいは当日の担当者の説明の中でも、旭市の雇用を推進する。この雇用関係につきましては、旭市の方をぜひ雇用していただきたい。具体的には、場合によっては、先ほどこちよと出ましたけれども、職業相談室に旭市の方の雇用を求めるとかということも、当日、説明があったところでございます。

ここの施設そのものが観光資源ということで、この観光資源ということを大事にしてくださいよ。これが一番最初の方針で、そこに示してございます。この方針に従って管理運営していただける、地元のPRをしていただけるということで確信してございます。

以上です。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第44号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（平野忠作） これより討論を省略して、議案の採決をいたしたいと思います。

議案第1号、平成25年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、平成25年度旭市下水道事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を

求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、平成25年度旭市農業集落排水事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、平成25年度旭市水道事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成24年度旭市農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、平成24年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、賛成

の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市が管理する市道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、旭市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号、旭市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第26号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第42号、市道路線の認定及び変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第44号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(平野忠作) 賛成多数。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(平野忠作) ご異議がないようでございますので、委員長報告は委員長に一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(平野忠作) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

商工観光課長。

○商工観光課長(堀江隆夫) それでは、商工観光課のほうから1点お時間をいただきたいとします。

お手元に資料が2枚ほど入れてございます。そこをお目通しいただきたいとします。

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の認定状況について、世間でよく言われますこの事業は、グループ補助金という事業でございます。旭市では7グループが認定されているということでまずもって報告をさせていただきます。

この事業につきましては、今まで第1次から第7次、この第7次というのは本年2月1日から2月15日まで実施したわけでありましてけれども、この第7次をもって最終とするということで、今後につきましては東北3県ということで聞いております。茨城・千葉県につきましては、このグループ補助金は、国としては実施をしない、要はお金を出さないということ

だそうです。

そんなことで、この第7次の募集をもって、千葉県、茨城県はこの制度には乗れないというところで最初に報告をさせていただきます。

この事業の概要が1ページに書いてございます。これは、今までいろいろご説明しましたが、けれども、災害に遭った中小企業の復興を早くさせる。そんなことで補助率につきましては、中小企業で4分の3、大企業で2分の1という率になっております。

採択の決定等につきましては、ここに書いてありますように、4つの大きな柱の中で審査を行うということになっております。

2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページはそれぞれの認定状況でございます。千葉県につきましては、第3次から募集を行ったということで、平成23年11月30日に旭市分で15の事業者、このところにつきましては、水産加工を主たるとする主要事業者復興グループでございます。

さらに、第5次で観光グループが53社、第6次の前半で住環境整備復興グループ、これは、大工さんとか、そういう設備関係の会社ということでご理解いただきたいと思います。第6次の後半が、自動車復興グループと水産加工グループ、それぞれ7社、1社、認定をいただいています。

最後の第7次で、飯岡商店街の復興グループ11事業者、観光のマリンスポーツ、これはサーフショップ等でございます、これが3の事業者、合計で102の事業者が、現在、グループ補助金の認定をいただいている。

これまでの補助金の総額等につきましては、約17億円ということで、現在、進んでおります。この17億円につきましては、まだ事業計画の部分も一部ありますけれども、約17億程度、今、国のほうから支援を予定させていただいているということでご説明させていただきます。

商工観光課のほうの説明は以上でございます。

○委員長（平野忠作） 農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 先ほど第1号のほうで説明をさせていただきましたが、平成24年度で取りあえず作成をさせていただきまして、平成25年度以降は柔軟な対応で農家の支援をしていきたいと思っております。

続きまして、親水護岸でございますが、こちらにつきましては4月1日からの供用開始を予定してございます。

なお、3月15日号の広報にて周知を図りたいと思います。

以上でございます。

○委員長（平野忠作） 所管課の報告は終わりました。所管事項で何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 今のことでないのですけども、よろしいですか。

○委員長（平野忠作） はい。

○委員（滑川公英） くどういようですけども、ヘラブナの管理ですけども、あれはどうなっているのでしょうか。

○委員長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 現在は市営でセンターのほうを管理しているわけですけども、4月から仮に指定管理者を議員の皆様方に議決いただいた後は指定管理者になります。ただ、ヘラブナにつきましては、放流したものは市の財産ですと。例えば、3年間で契約が切れてしまって、その時に持って帰るようなことでは困るということで、ヘラブナにつきましては、7トンを必ず入れてください、それと大きさもこのくらいですということで、仕様書の中に指示をする予定でございます。

それで、入れたものにつきましては、あくまでも市の財産として、仮に次の指定管理者の切り替えの時には市のものとするという契約を予定しております。

また、絶えず適正な管理をしていただくというところで、消毒につきましても詳しく協定の中で協定していきたいと考えています。

以上です。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員。

○委員（滑川公英） 昨年度の第4回議会の時なんですけれども、放流に関しては商工観光課がタッチしていくというような話をしていると思うのです、その辺については。

○委員長（平野忠作） 滑川公英委員の質疑に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 業者の選定につきましては、全て指定管理者が自分の中で決めていただく。ただし、放流の時には、先ほど言いましたように市の財産ということで承知していますので、放流の時に立ち合わせていただく。そういうようなことで大きさも確認をさせていただくということで考えております。

以上です。

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（平野忠作） それでは、以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時 3分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 平 野 忠 作